

原子力損害の補完的な補償に関する条約（C S C）締結に向けて

2014年10月31日

一般社団法人日本原子力産業協会

理事長 服部 拓也

はじめに

政府は10月24日に「原子力損害の補完的な補償に関する条約」（C S C）締結の承認案と関連法案について閣議決定した。これまでわが国は、国内に充実した原子力損害賠償制度があり、万一の事故の際にも越境損害のおそれが少なく、また周辺諸国が加盟していないことなどから、原子力損害賠償に関する国際条約に直ちに加盟する必要はないとしてきた。しかし福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえて、政府として国際的な原子力損害賠償制度の構築に参加することの重要性を認識した結果、今回の決定に至ったものである。

C S Cは1997年にIAEAにおいて採択されたものの未発効であった。わが国の加盟により発効要件を満たせば、世界規模での原子力損害賠償の枠組み構築を目指す制度が動き出すこととなる。このことは、わが国のみならず、世界の原子力平和利用を促進する一助となることが期待される。当協会としては、以下の3点から今回の決定を積極的に支持するものである。

1. 福島第一原子力発電所の廃炉作業の円滑推進

福島第一原子力発電所の廃炉作業は3基の原子炉において炉心溶融したうえ、水素爆発によって建屋が大きく損壊し、作業環境の放射能が極めて高いなど、過去に前例のない過酷な作業となっている。この困難な作業を円滑に進めるためには世界の叡智を結集してあたる必要があり、既にそのための体制整備が整えられつつあるが、TMI事故等過去の重大事故処理の経験を有する優秀な海外企業が参入するためには、廃炉作業時の事故による訴訟リスクを軽減する方策を準備する必要があった。わが国のC S Cへの加盟はこれを可能にするものであり、円滑で迅速な廃炉作業が期待できる。

2. わが国の原子力技術の海外展開による安全性向上

今後、アジア地域を中心に原子力発電所の大規模な新增設が見込まれており、国境を越えた原子炉メーカーの再編・連携も進んでいる。原子力発電の導入に多くの国が関わる中で、原子力発電プラントを輸出する際に関係国がC S Cに加盟していれば、わが国のメーカーは原子力損害の補償に係るリスクを抑えることが可能となる。また、わが国がC S Cに加盟することで、福島第一原子力

発電所事故の教訓を反映した安全性の高い原子力技術の海外展開が後押しされ、世界の原子力発電の安全性が高まることにもつながる。その際、世界の原子炉メーカーは自主的に定めた「原子力発電所輸出者のための行動原則」（2011年5月合意）に則り、賠償責任の有無にかかわらず運転者と連携・協力して安全確保に最大限の努力を払う必要があるのは言うまでもない。

3. 周辺国との賠償制度に関する枠組み構築

わが国周辺の中国、韓国等の東アジア地域では、原子力損害賠償に関して各々の国で責任集中や賠償措置を規定してはいたが、国家間のルールが整備されていなかった。チェルノブイリ事故の際に旧ソ連が他国に対して損害賠償を行わなかった例をみても、原子力発電を導入する国とその周辺国が法的拘束力を持った解決方法をあらかじめ定めておくことは、わが国から原子力設備を輸出するかどうかに関わらず、原子力発電を利用するうえで万一の事故の際、被害者保護のために不可欠である。チェルノブイリ事故を踏まえて採択された原子力損害賠償に関する国際条約は改正パリ条約、改正ウィーン条約等があるが、CSCは免責事由等がこれらの条約より緩やかで比較的加盟しやすく、全世界をカバーできる仕組みとなっていることから、原子力の導入・発展のため法制度の整備を目指すわが国近隣のアジア諸国にとっても、CSCの発効は望ましいことであろう。

おわりに

CSCは本来、迅速かつ公平な賠償を実施するための国家間の枠組みである。原子力事故による巨額の賠償が実際に発生し得ることを身をもって経験したわが国は、加盟にあたって近視眼的に自国のメリットを議論して本来の意義を見失うことなく、原子力損害賠償に関する国際的な枠組みを構築することの重要性をしっかりと認識しなければならない。その上で、CSCがより実効的な制度となるよう多くの国に加盟を呼びかけ、アジア地域、さらには世界的な枠組み構築に積極的に貢献していく責務を果たしていかなければならない。

以上